法第七十条の七の十第一項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下この条において「贈与者」という。）による同項に規定する認定医療法人の持分の放棄の時における当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定を受けたことを証するもの

三　前号の認定医療法人の認定移行計画の写し

四　第二号の贈与者による同号の認定医療法人の持分の放棄の直前における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

五　第二十三条の十二の二第三項の書類の写しその他の書類で第二号の贈与者による同号の認定医療法人の持分の放棄があつたことを明らかにする書類

3　法第七十条の七の十第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　医療法人（次項において「認定医療法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

二　平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項又は第三項の規定による厚生労働大臣認定の取消しに係る事実の詳細及び当該事実の生じた年月日

三　その他参考となるべき事項

4　法第七十条の七の十第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の七の十第一項の規定の適用を受ける認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該認定医療法人に係る贈与者の氏名及び住所又は居所

二　前号の認定医療法人の持分の放棄により受けた法第七十条の七の十第一項の規定の適用に係る同項の経済的利益に係る同条第五項に規定する申告書が提出された日

三　その他法第七十条の七の十第八項の通知の事務に関し税務署長が必要と認める事項

第三十条の二第二項中「に規定する」を「及び第三項第二号イに規定する」に改め、同条第三項中「産業競争力強化法施行規則」の下に「（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）」を加え、同条第五項中「第八十条第四項の」を「第八十条第四項第一号」に改め、同項第一号中「第八十条第三項」を「第八十条第四項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第八十条第三項」を「第八十条第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「産業競争力強化法施行規則」の下に「（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）」を加え、同条第五項中「第八十条第四項第一号」を「第八十条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第八十条第四項第一号」を「第八十条第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第八十条第三項」を「第八十条第四項第一号」に改め、同項を同条第五項とする。

5　法第八十条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同項の規定に該当すること及び当該事項が記載された同項の認定事業再編計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の二中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条第二項中「第八十二条の二第二項」を「第八十二条第二項」に改める。

第三十一条の五の二の見出し中「特例事業者」を「特例事業者等」に改め、同条第一項中「特例事業者が」を「特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が」に改め、同項第一号中「特例事業者」を「特例事業者等」に改め、同条第二項中「又は施行令第四十三条の三第一項第一号に規定する適格特例投資家限定事業者」を加え、同項第二号イ中「及び第五項」の下に「から第七項まで」を加え、同号ハ中「増築等」を「特定増築等」に改め、同条第五項中「特例事業者が」を「特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が」に改め、同項第一号中「増築等」を「特定増築等」に改め、同条に次の二項を加える。

6　法第八十三条の三第三項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者が、同項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、次に掲げる事項の記載があるものを添付しなければならない。

一　当該登記に係る建築物の取得をした者が法第八十三条の三第三項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者であること。

二　当該登記に係る建築物が法第八十三条の三第三項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物であること及び当該建築物の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第八十三条の三第三項第一号に掲げる建築物　当該建築物が施行令第四十三条の三第八項に規定する建築物であること及び建替えにより新築等をする建築物が同条第七項に規定する用途に供される建築物であること。

ロ　法第七十条の七の二第三十一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第七十条の七の二第四項の規定により提出する届出書には、円滑化省令第十三条の三第二項の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写しを添付しなければならない。

第四十条の八の二第六十六項第三号に規定する財務省令で定める事項は、第四十項第四十四号に掲げる事項とする。

第四十条の七の二第三十三項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継相続人等が同条第三十四項の規定により読み替えて適用する同条第十七項の規定により提出する申請書には、第二十九項に規定する書類のほか、第四十一項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、既に同条第三十九項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、この限りでない。

第四十一項第八号の二第六十九項に規定する書類を法第七十条の七の二第一項に規定する相続税の申告書に添付することにより証明がされた場合とする。

第四十条の七の二第三十五項の規定の適用を受けようとする同項の個人が提出する同条第三十六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた法第七十条の七の二第一項に規定する相続税の申告書に添付する同条第九項の相続税の申告書には、第二十項に規定するほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

イ　法第七十条の七の二第三十五項の会社が同項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合　法第七十条の七の二第三十五項第一号に掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類

ロ　法第七十条の七の二第三十五項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合　法第七十条の七の二第三十五項第一号に掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類

イ　前日における当該会社の常時使用従業員の数及び当該会社の同項第二号に掲げる書類

ロ　法第七十条の七の二第三十五項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合　法第七十条の七の二第三十五項第二号に掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類

イ　前日における当該会社の常時使用従業員の数及び当該会社の同項第三号に掲げる場合に該当することとなつた場合　法第七十条の七の二第三十五項第三号に掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類

ロ　法第七十条の七の二第三十五項第三号に掲げる書類　法第七十条の七の二第三十五項の会社が同項第三号に掲げる場合に該当することとなつた場合イに掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類

イ　前日における当該会社の常時使用従業員の数及び当該会社の同項第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合　法第七十条の七の二第三十五項の会社が同項第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合イに掲げる事項を記載した書類及びロに掲げる書類

ロ　法第七十条の七の二第三十五項第四号に掲げる書類　第七十条の七の二第三十七項の規定の適用を受けようとする同項の個人が提出する同条第三十七項の規定により読み替えて適用する同条第九項の相続税の申告書には、第二十項に規定する書類を添付しなければならない。

第二十三条の十二の六　（医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税の課税の特例）

第二十三条の十二の五の次に次の一条を加える。

第七十条の七の十第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の十第一項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下この条において「贈与者」という。）による同項に規定する認定医療法人の持分の放棄の時における当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定を受けたことを証するもの

二　前号の認定医療法人の認定移行計画の写し

三　第二号の贈与者による同号の認定医療法人の持分の放棄の直前における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

四　第二十三条の十二の二第三項の書類の写しその他の書類で第二号の贈与者による同号の認定医療法人の持分の放棄があつたことを明らかにする書類

五　医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税の課税の特例

第二十三条の十二の六　法第七十条の七の十第一項に規定する認定医療法人の権利義務の全てを承継した医療法人とする。

2　法第七十条の七の十第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の十第一項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下この条において「贈与者」という。）による同項に規定する認定医療法人の持分の放棄の時における当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定を受けたことを証するもの

二　前号の認定医療法人の認定移行計画の写し

三　第二号の贈与者による同号の認定医療法人の持分の放棄の直前における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

四　第二十三条の十二の二第三項の書類の写しその他の書類で第二号の贈与者による同号の認定医療法人の持分の放棄があつたことを明らかにする書類

五　医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税の課税の特例

第二十三条の十二の六　法第七十条の七の十第一項に規定する認定医療法人の権利義務の全てを承継した医療法人とする。

2　法第七十条の七の十第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。